

Smart Visa Program

スマートビザ プログラム

スマートビザは、タイにおいて以下のターゲット産業に従事する高度技術専門家、投資家、上級幹部、スタートアップ企業の起業家向けに特別に創設された新しいタイプのビザです。

スマートビザ保有者には最長4年間の滞在許可、就労許可の免除のほか様々な特典が付与されます。

ターゲット産業

- 次世代自動車産業
- スマートエレクトロニクス産業
- 高所得者向け観光・メディカル・ウェルネスツーリズム産業
- 農業・バイオテクノロジー産業
- 未来食品産業
- 自動化・ロボット産業
- 航空・物流産業
- バイオ燃料・バイオ化学産業
- デジタル産業
- 医療ハブ産業
- 裁判外紛争解決関連サービス産業（ADR）
- 科学技術分野における人材開発産業
- 環境および代替エネルギーマネジメント産業

スマートビザの種類

タイで事業を希望する外国人の目的および事業内容に応じ、スマートビザ申請者には下記のカテゴリーが与えられます。

ビザの種類	カテゴリー	目的
スマート	T	高度技術専門家
	I	投資家
	E	上級幹部
	S	スタートアップ企業の起業家
	0	スマートビザ取得者の法律上の配偶者および子女

資格と基準

- 1) SMART “T” (Talents): ターゲット産業に従事する高度技能を有する専門家
一般の場合

資格とその基準	恩典
<p>1. 最低月給が 100,000 バーツまたは相当額以上であること。 スタートアップ企業と雇用契約のある専門家または関連機関により証明された定年退職した専門家の場合は最低月給 50,000 バーツ以上であること。</p> <p>2. タイ国内企業またはタイに派遣させる外国企業と 1 年以上雇用契約またはサービス契約を有するこ</p>	<p>1. 雇用契約/サービス契約期間内で最長 4 年の更新可能なビザの付与。</p> <p>2. 証明を受けた企業で活動する場合、労働許可証が不要。転職した場合、同等の職能を有することの証明が必要。</p> <p>3. 1 年毎のワンストップサービスセンター内入国管理局への出頭報告（従来は 90 日毎）</p> <p>4. 回数制限なく再入国可能 (Re-entry permit)</p> <p>5. 法律上の配偶者および子女は</p>

資格とその基準	恩典
<p>と。</p> <p>3. 専門家斡旋センター (Strategic Talent Center) ネットワーク内の機関よりターゲット産業における科学技術分野の専門性が証明されていること。</p> <p>4. 専門家を雇用する企業は、国家イノベーション庁 (National Innovation Agency)、デジタル経済推進局 (Digital Economy Promotion Agency) 等の関係政府機関によりターゲット産業に該当する事業と証明を受けなければならない。</p>	<p>タイ国内での居住権を取得し、労働許可証を申請せずに就労が可能。(就労可能な法律上の子女は満18歳以上とする。この際、外国人の就労を禁じる就労でないこと。)</p> <p>6. タイ国際空港において優先レーンの利用が可能。(ある場合)</p>

政府機関、高等教育機関、専門訓練機関、裁判外紛争解決に携わる専門家

資格とその基準	恩典
<p>1. 政府機関、高等教育機関、専門訓練機関で就労する専門家、または裁判外紛争解決業務を行うためにタイに入国した外国人。</p> <p>2. 政府機関、高等教育機関、専門訓練機関または仲裁機関が発行する、タイでの雇用の必要性を証明する雇用契</p>	<p>1. 雇用契約/サービス契約期間内で最長4年の更新可能なビザの付与。</p> <p>2. タイの政府機関で就労する場合、労働許可証が不要。転職した場合、同等の職能を有することの証明が必要。</p> <p>3. 1年毎のワンストップサービスセンター内入国管理局への出頭報告(従来は90日毎)</p> <p>4. 回数制限なく再入国可能 (Re-</p>

資格とその基準	恩典
<p>約／サービス契約、文書がある事。</p> <p>3. 政府機関で就労する専門家の場合、雇用主もしくは使用者である政府機関によってターゲット産業における科学技術分野の専門性を証明される必要がある。</p> <p>4. 高等教育機関および専門訓練機関で就労する専門家、ターゲット産業における科学技術分野に携わる専門家の場合、専門家斡旋センター（STC）内の雇用機関により資格証明される必要がある。</p> <p>5. 裁判外紛争解決業務に就労する専門家の場合、当該分野の専門性について国内の仲裁機関に承認される必要がある。</p>	<p>entry permit)</p> <p>5. 法律上の配偶者および子女はタイ国内での居住権を取得し、労働許可証を申請せずに就労が可能。（就労可能な法律上の子女は満18歳以上とする。この際、外国人の就労を禁じる就労でないこと。）</p> <p>6. タイ国際空港において優先レーンの利用が可能。（ある場合）</p>

2) SMART “I” (Investor): ターゲット産業に該当する技術を使用する企業に投資する外国人投資家

資格と基準	恩典
<p>1. 以下のいずれかの金額を最低限とする投資を行うこと。</p> <p>1.1 タイのターゲット産業で技術を活用するビジネスに対し、個人名義またはタイのベンチャーキャピタル経由で最低 2,000 万バーツ以上を投資すること。</p> <p>1.2 個人名義にてスタートアップ企業、インキュベーション事業、アクセラレーター事業に対し合計 500 万バーツ以上の投資を行うこと。</p> <p>複数の企業へ投資が可能であるが、スマートビザ有効期間中は当該投資を維持しなくてはならない。</p> <p>2. 設立された、または投資を受けた企業は、国家イノベーション庁、デジタル経済推進局、国立科学技術開発庁等の関係政府機関により、製造工程またはサービス提供において技術を使用する企業であり、ターゲット産業に該当する事業であ</p>	<p>1. 雇用契約/サービス契約期間内で最長 4 年の更新可能なビザの付与。</p> <p>2. タイの政府機関で就労する場合、労働許可証が不要。転職する場合、関連規則に従い追加証明が必要。</p> <p>3. 1 年毎のワンストップサービスセンター内入国管理局への出頭報告（従来は 90 日毎）</p> <p>4. 回数制限なく再入国可能 (Re-entry permit)</p> <p>5. 法律上の配偶者および子女はタイ国内での居住権を取得することが出来る。 法律上の配偶者はスマートビザ保有者と同じ期間、労働許可証を申請せずに就労が可能。（この際、外国人の就労を禁じる就労でないこと。）</p> <p>6. タイ国際空港において優先レーンの利用が可能。（ある場合）</p>

資格と基準	恩典
<p>る、との証明を受けなければならない。</p> <p>3. ベンチャーキャピタル経由で投資する場合、当該投資はターゲット産業の製造工程またはサービス提供において技術を使用する企業に投資するベンチャーキャピタルであると関係機関から証明を受ける必要がある。</p>	

3) SMART “E” (Executive): ターゲット産業に該当する技術を使用する企業に勤務する上級幹部

資格と基準	恩典
<ol style="list-style-type: none"> 1. 最低月給が 200,000 バーツまたは相当額以上であること。 2. 学士以上の学歴を所持し、関連業務分野において 10 年以上の勤務経験があること。 3. タイ国内企業との雇用契約またはタイ国内での勤務を定めた外国企業との雇用契約を有していること。その際、この雇用契約には 1 年以上の残存期間があること。 4. 会長または社長等の上級幹部として勤務する。 5. 雇用するタイ国内の企業は、国家イノベーション庁、デジタル経済推進局、国立科学技術開発庁等の関係政府機関により、製造工程またはサービス提供の基盤としてターゲット産業に該当する技術を使 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 雇用契約/サービス契約期間内で最長 4 年の更新可能なビザの付与。 2. 関係機関より証明を受けた職位、企業で就労する場合、労働許可証が不要。転職する場合、関連規則に従い追加証明が必要。 3. 1 年毎のワンストップサービスセンター内入国管理局への出頭報告（従来は 90 日毎） 4. 回数制限なく再入国可能（Re-entry permit） 5. 法律上の配偶者および子女はタイ国内での居住権を取得することが出来る。法律上の配偶者はスマートビザ保有者と同じ期間、労働許

資格と基準	恩典
用する事業であることの証明を受けなければならない。	可証を申請せずに就労が可能。（この際、外国人の就労を禁じる就労でないこと。） 6. タイ国際空港において優先レーンの利用が可能。（ある場合）

- 4) SMART “S” (Startup): ターゲット産業に該当する
技術を使用するスタートアップ企業の起業家
2年間ビザの申請: タイ国内で規則通りスタートアップ企業を設立した外国人

資格と基準	恩典
<ol style="list-style-type: none"> 1. ターゲット産業の企業として、国家イノベーション庁、デジタル経済推進局等の関係政府機関により認定されたスタートアップ企業を既にタイで設立していること。 2. 上記の会社の登録済資本金の25%以上を保有するか、または役員の地位にあること。 3. 600,000 バーツ以上または相当額の預金がタイまたは自国の銀行口座に3ヶ月以上あること。 4. 法律上の配偶者および 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 最長2年の更新可能なビザの付与。 2. 関係機関より証明を受けたビジネスを行う場合、労働許可証が不要。転職する場合、関連規則に従い追加証明の申請が必要。 3. 1年毎のワンストップサービスセンター内入国管理局への出頭報告（従来は90日毎） 4. 回数制限なく再入国可能（Re-entry permit） 5. 法律上の配偶者および子女はタイ国内での居住権を取得することが出来る。法律上の配偶者はスマートビザ保有者と同じ期間、労

資格と基準	恩典
<p>子女を同伴する場合、追加の預金額として一人当たり 180,000 バーツ以上または相当額の預金がタイまたは自国の銀行口座に3ヶ月以上あること。</p> <p>5. 申請者、法律上の配偶者および子女のタイ居住期間に適用される健康保険証券を有していること。</p>	<p>働許可証を申請せずに就労が可能。（この際、外国人の就労を禁じる就労でないこと。）</p> <p>6. タイ国際空港において優先レーンの利用が可能。（ある場合）</p>

1年ビザの申請： ターゲット産業におけるインキュベーション事業、アクセラレーター事業、その他の同様のプログラムに参加した外国人、公的機関から共同出資を獲得した外国人、または関係機関から承認を得た外国人が対象

資格と基準	恩典
<p>1. 国家イノベーション庁、デジタル経済推進局等の関係政府機関により、ターゲット産業におけるインキュベーション事業、アクセラレーター事業、同様のプログラムに参加していることを証明されていること。</p> <p>2. インキュベーション事業または同等の事業に参加しなかった場合、公的機関から</p>	<p>1. 最長1年ビザで、下記要件を満たせば2年まで更新可能。 要件：国家イノベーション庁、デジタル経済推進局等の関係政府機関により認定されたターゲット産業に従事する企業の登録済資本25%を保有するか、役員であること。</p> <p>2. 関係機関より証明を受けたビジネスを行う場合、労働許可証が不要。転職する場合、関連規則に従い追加証</p>

資格と基準	恩典
<p>共同出資を受けるか、デジタル経済推進局等の関係政府機関から証明を受けなければならない。</p> <p>3. 600,000 バーツ以上または相当額の預金がタイまたは自国の銀行口座に3ヶ月以上あること。</p> <p>4. 法律上の配偶者および子女を同伴する場合、追加の預金額として一人当たり180,000 バーツ以上または相当額の預金がタイまたは自国の銀行口座に3ヶ月以上あること。</p> <p>5. 申請者、法律上の配偶者および子女のタイ居住期間に適用される健康保険証券を有していること。</p>	<p>明が必要。</p> <p>3. 1年毎のワンストップサービスセンター内入国管理局への出頭報告（従来は90日毎）</p> <p>4. 回数制限なく再入国可能（Re-entry permit）</p> <p>5. 法律上の配偶者および子女はタイ国内での居住権を取得することが出来る。法律上の配偶者はスマートビザ保有者と同じ期間、労働許可証を申請せずに就労が可能。（この際、外国審の就労を禁じる就労でないこと。）</p> <p>6. タイ国際空港において優先レーンの利用が可能。（ある場合）</p>

6ヶ月ビザの申請： タイでスタートアップ企業の設立を計画している外国人、スタートアップまたはスタートアップキャンプの推進活動に取り組む外国人が対象。

資格と基準	恩典
<p>1. タイにて技術系スタートアップ企業の設立を計画</p>	<p>1. 最長6ヶ月ビザで、要件を満たせば2年まで更新可</p>

資格と基準	恩典
<p>している場合、国家イノベーション庁等の関係政府機関による証明が必要。</p> <p>また、スタートアップ推進活動、スタートアップキャンプに類する事業に取り組む場合、投資委員会や国家イノベーション庁等の関係政府機関による証明が必要。</p> <p>2. 申請者のタイ居住期間に適用される健康保険証券を有していること。</p>	<p>能。</p> <p>2. 認可された計画に基づくスタートアップ企業の設立、当該企業での就労、認可されたスタートアップ推進活動へ参加する場合、労働許可証が不要。変更・追加の場合、関連規則に従い追加証明の申請が必要。</p> <p>3. 1年毎のワンストップサービスセンター内入国管理局への出頭報告（従来は90日毎）</p> <p>4. 回数制限なく再入国可能（Re-entry permit）</p> <p>5. タイ国際空港において優先レーンの利用が可能。（ある場合）</p>

スマートビザ申請方法

スマートビザ申請者は投資委員会（BOI）の定める資格を有する必要がある。当該資格については関連政府機関による検証が行われる。技術的、非技術的な証明を充足した後、スマートビザ部署（BOI 所管）が資格証明の通知を発行する。申請者は当該書類をタイ大使館／領事館（海外にいる場合）、ワンストップサービスセンター内入国管理局（OSS）、またはチョンブリー県の EEC 労働事務局まで持参し手続きを行う必要がある。

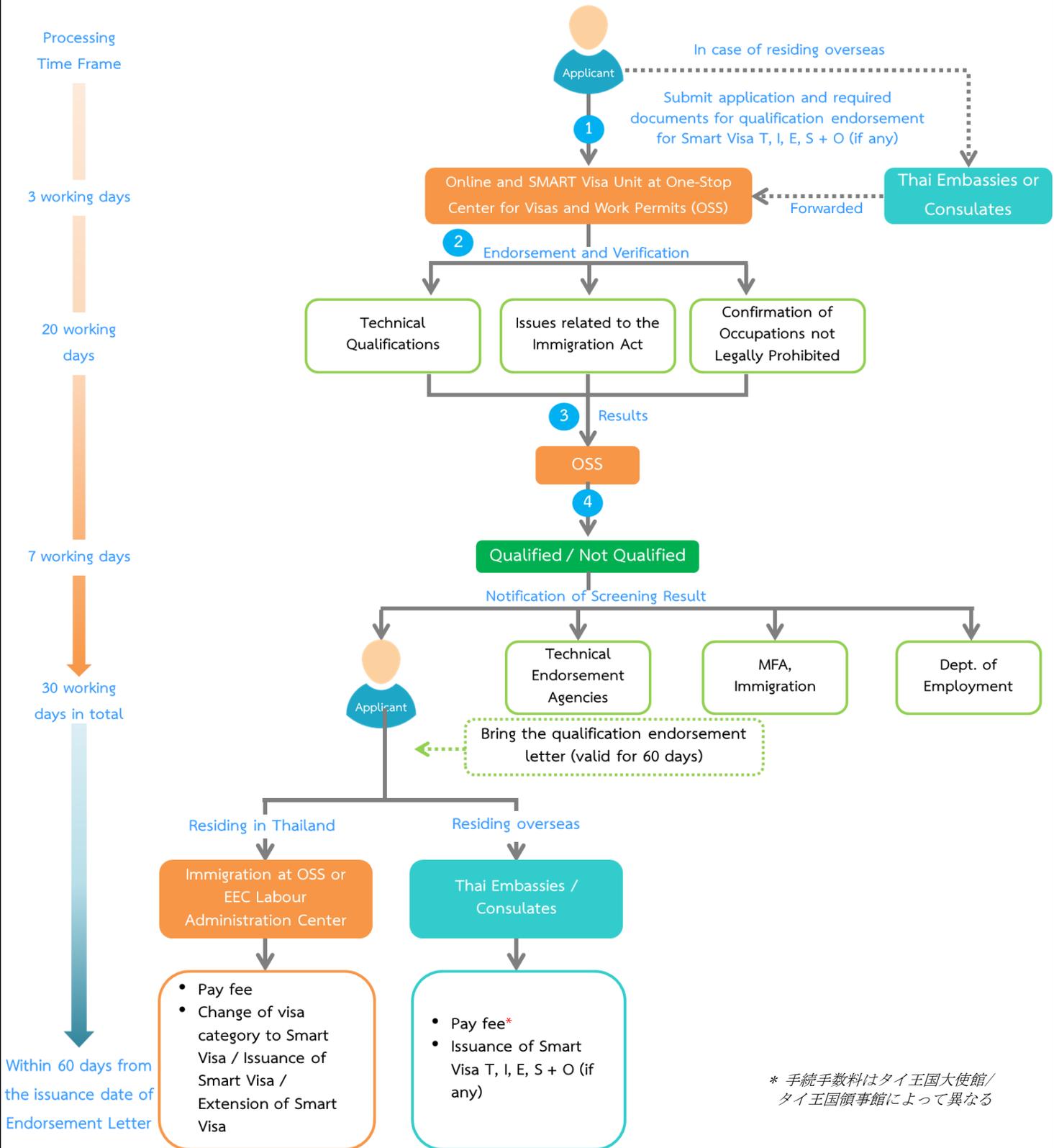
資格証明申請およびスマートビザ発行手続

1. スマートビザの資格証明申請は下記 URL より、オンラインで登録する。（<https://smart-visa.boi.go.th>）確認メールにてオンラインアカウントを有効にする。
2. 希望するスマートビザのタイプ（T, I, E, S+O（あれば））に応じた申請フォームに必要事項を全て記入し、アップロードが必要な書類がすべて PDF 化されていること、および当該アップロードされた書類がすべて送信されたことを確認する。オンライン申請完了をもって、資格証明の必要事項について一読し内容を理解したことを確認する。
3. オンライン申請完了後、申請パッケージ（書類パッケージ）を、大使館／領事館（海外にいる場合）またはバンコクの入国管理局（Chamchuri Square Building のビザ・就労許可証のワンストップサービスセンター）（OSS）まで郵送または持参する。
4. 全ての書類を受領後、30 営業日以内に OSS は資格証明審査結果を申請者、入国管理局、外務省および関連機関に通知する。
5. 資格を取得した申請者は、資格基準合格証明書（発給申請の補助文書の一つとして使用）発行日から 60 日以内に下記の場所にてスマートビザ発給申請を行うことが出来る。発給手数料は 10,000 バーツ。（ビザ 1 年間当たり。現金のみ。）

【申請場所】

- タイ大使館／領事館（海外にいる場合）

- バンコクの入国管理局 (Chamchuri Square Building のビザ・就労許可証のワンストップサービスセンター) (OSS)
- チョンブリ県の EEC 労働事務局



スマートビザの更新手続

ビザの更新を希望する取得者は、遅くとも有効期限の 60 日前までにワンストップサービスセンター（OSS）まで申請を行う必要がある。（スマートビザ部署が上記資格証明の更新手続を進めるため）

資格証明書類を受領後、申請者はワンストップサービスセンター内入国管理局（OSS）、またはチョンブリ県の EEC 労働事務局にてビザの更新を行う。

報告義務

スマートビザ取得者はタイ居住許可日から換算して年 1 回現住所をワンストップサービスセンター（OSS）またはチョンブリ県の EEC 労働事務局に報告すること。この報告は期限の 15 日前から 7 日後まで可能である。但し、タイに再入国する場合は、その直近の入国日から一年後が報告日となる。

更にスマートビザ取得者は、自身の現況についてスマートビザ発給日から年に 1 回、ワンストップサービスセンター（OSS）にあるスマートビザ部署まで報告を行う必要がある。

連絡先

SMART Visa 部

ビザ・労働許可証サービスセンター

One Stop Service Center for

Visa and Work Permit (OSS)

〒10330 バンコク都

パトゥムワン区パトゥムワン地区

パヤタイ通り 319

ジャトウラットジャームジュリービル

(Chamchuri Square Building)18階

電話 : +66 (0) 2209 1100 内線 1109-1110

Fax: +66 (0) 2209 1194

E-mail: smartvisa@boi.go.th

Website: www.boi.go.th

